

添付書類

1. り患世帯

新型コロナウイルス感染症のり患を証明する書類（医師の診断書等）

2. 減収世帯

世帯主の減収見込みの収入に係る添付書類

世帯主の減収見込みの収入に係る添付書類

令和元年分確定申告書第一表（収入金額が記載されていること。）の控えの写し。

※税務署に申告書を紙で提出した場合。町実施の申告相談又は e-TAX の方は不要。

※確定申告書に収入金額の記載がない場合は収支内訳書又は青色申告決算書の写し。

給与所得者 令和2年1月分から申請日の直近までの給与の明細書等

令和2年1月2日以降の転入者 上記のほか令和2年度所得証明書と令和元年分収入額のわかる書類

ご注意ください

申請していただいた場合でも、減免が認められない場合があります。

減免の決定（6～7月の申請受付分は8月以降に郵送。8月以降の申請受付分は翌月に郵送）

町が減免を決定すると、減免（承認・不承認）決定通知書を送付します。

通知を受けたら、

1. 全額減免の場合

申請日以後の納期の介護保険料の納付は不要です。

2. 一部減免（減額）の場合

減額後の納入通知書により保険料を確認し、減額後の納付書で納付してください。

3. 減免されない・減免額がない場合

お手元の納入通知書に記載の保険料となりますので、そのまま納付してください。

減免の決定が、8月以降となるため、令和2年度納入通知書・督促状が送付されますので、予めご了承ください。

減免決定された納期の保険料が納付されてしまったら

口座振替による納付や特別徴収（年金天引き）による納付の対象世帯では、先に振替や天引きの手続きが進められていることから、減免決定されたにもかかわらず保険料が町に納付されてしまうことがあります。そのような場合は、減免後の保険料と納付済み保険料との差額を調整させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。納付された額が年間保険料を上回ったときは、差額をお返しいたします。

特別徴収の減免では、申請日以後の徴収額を普通徴収に切り替えることになるため、その後の特別徴収が停止することがあります。（年金天引きが停止するまでには、2～3ヶ月の期間がかかります。）

また、減免決定後に納期が到来する納期の納付方法は口座振替となります。金融機関での手続きをお願いします。